

鎌ヶ谷市立中部小学校いじめ防止基本方針《抜粋》

平成30年3月策定 令和5年4月改訂

いじめは、児童（生徒）の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。また、いじめは、どの児童に対しても起こりうるものであり、決して許されない行為である。いじめ防止等について、全力を挙げて取り組んでいくために学校いじめ防止基本方針を策定する。（いじめ防止対策推進法第1条等より）

1. いじめ防止等に対する基本姿勢

①いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

②いじめの防止等のための対策に関する基本理念

- ・「いじめをしない、させない、放置しない」学校をつくる。
- ・すべての児童が安全に安心して学校生活を送れる学校をつくる。
- ・いじめの問題の克服のために、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者と連携して取り組む。

③学校及び学校の教職員の責務

- ・児童の保護者、地域住民、関係機関との連携を図り、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組む。
- ・いじめの問題への対応は、組織で対応し、適切かつ迅速に対処する。
- ・教職員の不適切な発言や体罰がいじめを助長することを理解し、排除する。

④児童の責務

- ・いじめを行ってはならない。
- ・いじめを認識しながら放置してはならない。
- ・いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを理解する。

⑤保護者の役割

- ・保護する児童がいじめを受けた場合には、適切に児童をいじめから保護する。

（県条例9条1項市基本方針第4章1（1））

- ・「いじめは絶対に許されない行為である」ことを保護する児童に十分理解させ、児童がいじめを行うことのないよう必要な指導を行うとともに、市や学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。（県条例9条3項市基本方針第4章1（2））
- ・インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、保護する児童に十分理解させる。また、フィルタリングの活用やSNS等への不用意な書き込み防止、ネット利用等のルールを設置等、ネット利用による予期しないトラブルの未然防止に努める。

- ・いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを理解する。

2. 「中部小いじめ防止対策委員会」について

①組織の構成

この組織は、いじめの防止・早期発見・対処に当たって、その時の状況に応じて、関係の深い教職員や外部専門家等を追加するなどの柔軟な組織とする。

②組織の役割

学校が組織的にいじめ問題に取り組むに当たり、次の役割を遂行するための中核となる役割を担う。

3. いじめの未然防止

いじめの未然防止の基本は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で、授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである。

- 安心・安全な学校生活
- 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開
- 豊かな人間関係づくりと心が通い合うコミュニケーション能力の育成
- いじめに対する正しい知識
- SOS の出し方教育の実施

4. いじめの早期発見

どんな些細な事例であっても、真剣に受け止め、速やかに対応する。

- 相談窓口の周知
- アンケート調査（年2回【7・11月に実施】）
- 個別面談や教育相談の実施
- 保護者との連携
 - ・家庭確認及び必要に応じた家庭訪問の実施（4月に実施）
 - ・個人面談の実施（7月に実施）
 - ・電話や面談等での相談を常時応じている
- 教職員間における情報の共有
 - ・学年会での情報の共有
 - ・生徒指導部会、職員会議での情報の共有
 - ・少人数、専科の教職員との情報の共有
 - ・教科担任制(高学年)による情報の共有
 - ・授業時間外の児童の様子の確認
 - ・問題兆候の把握
- 教職員によるいじめに関する研修会の実施
- 教育相談の実施（適宜）
 - ・年間で3回（6月・10月・2月）に教育相談月間を設定し、全児童対象（6月・10月）で行う。
 - ・相談箱の設置し、児童が相談できる体制の整備

5. いじめの相談・通報について

いじめについて相談することや通報することの大切さを伝えるとともに、相談できる場所や関係機関を紹介していく。なお、相談者に対しては、十分に配慮をし、迅速かつ適切に対応する。

- 学校のいじめの相談・通報窓口の周知
 - ・相談箱の設置（保健室前廊下に設置）
 - ・信頼できる教職員への相談
 - ・養護教諭への相談
- 学校以外のいじめ相談・通報窓口の周知
 - ・「相談窓口カード」の配布
 - ・相談通報窓口を学校だよりに掲載する。

相談場所	連絡先
鎌ヶ谷市青少年センター	047-445-4307
鎌ヶ谷市適応指導教室（ふれあい談話室）	047-445-4952
鎌ヶ谷市教育委員会学校教育課指導室	047-445-1141
鎌ヶ谷市青少年インターネット目安箱	http://www.city.kamagaya.chiba.jp/kurashi/seikatsu/seisyounen/meyasubako.html
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310（なやみ言おう）
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446
子どもの人権110番	0120-007-110
千葉県ヤングテレホン ※県警少年相談窓口	0120-783-497
市川児童相談所	047-370-1077

6. いじめを認知した場合の対応

個々の事案に応じて柔軟かつ適切に対応するとともに、あくまでも組織としての対応をする。その際には、一方的、一面的な解釈で対処しないこと、プライバシーを守ること、迅速に保護者に連絡すること、教育的配慮のもとでのケアや指導をしていくことに留意する。

- ①対応の流れ
- ②いじめ問題に対する指導
- ③重大事態への対処について

この基本方針は、今後、いじめ対策委員会等で、取組の点検・評価をし、改善及び見直しを図っていくことを付記する。